

消費税増税に伴う介護保険制度変更点について(お知らせ)

今治市 高齢介護課

平成26年4月から消費税が8%に引き上げられることに伴い、介護報酬単価の見直しが行われます。これにより、これまでと同じ量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度額を超える利用者が新たに生じること等から、基準額も引き上げとなります。介護保険被保険者証については、下記のとおり取り扱うこととなります。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

平成26年3月31日までに発行した「介護保険被保険者証(オレンジ色)」は、**原則再交付することなく改定後の支給限度基準額に読み替えて対応することとなります。**

(一)		(二)		(三)			
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	内容	期間	
番号		認定年月日	平成 年 月 日				開始年月日
被保険者	住所	認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
	氏名	居宅サービス等	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
	生年月日	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類	支給限度基準額		
	交付年月日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定					
保険者番号並びに保険者の名称及び印				居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称	届出年月日	平成 年 月 日	
					届出年月日	平成 年 月 日	
				介護保険施設等	種類	入所等年月日	平成 年 月 日
					名称	通所等年月日	平成 年 月 日
					種類	入所等年月日	平成 年 月 日
					名称	通所等年月日	平成 年 月 日

<平成26年3月31日まで>

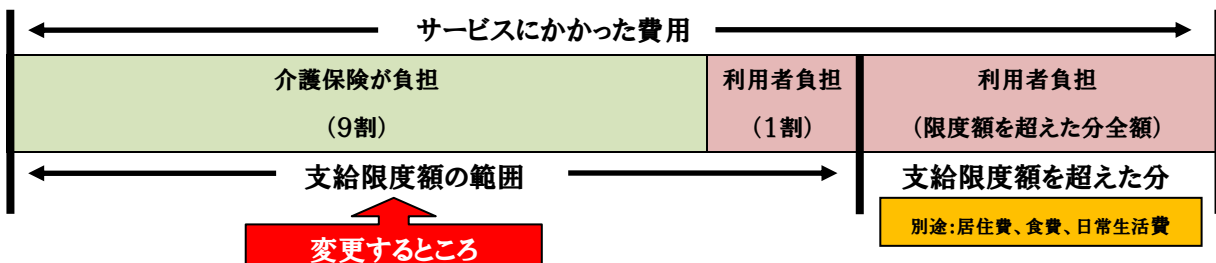
要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額
要支援1	4万9,700円
要支援2	10万4,000円
要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円

<平成26年4月1日より>

要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額
要支援1	5万0,030円
要支援2	10万4,730円
要介護1	16万6,920円
要介護2	19万6,160円
要介護3	26万9,310円
要介護4	30万8,060円
要介護5	36万0,650円

上記の「1ヶ月の支給限度額」の金額は、10割負担分を示しております。

<支給限度額の仕組み>



(例) 主なサービスの利用者負担(要介護 2 の場合)

サービス名	これまでの利用者負担 ()内は実際の介護報酬	平成 26 年 4 月からの利用者負担 ()内は実際の介護報酬
通所介護(7 時間以上 9 時間未満の場合)	811 円(8,110 円)/日	817 円(8,170 円)/日
訪問介護(身体介護中心で 20 分以上 30 分未満の場合)	254 円(2,540 円)/日	255 円(2,550 円)/日
訪問看護(訪問看護ステーションからの訪問で 30 分未満の場合)	472 円(4,720 円)/日	474 円(4,740 円)/日
通所リハビリテーション(6 時間以上 8 時間未満の場合)	821 円(8,210 円)/日	829 円(8,290 円)/日
短期入所生活介護(介護老人福祉施設・併設型・多床室の場合)	751 円(7,510 円)/日	755 円(7,550 円)/日
介護老人福祉施設(多床室の場合)	699 円(6,990 円)/日	703 円(7,030 円)/日
介護老人保健施設(多床室の場合)	834 円(8,340 円)/日	841 円(8,410 円)/日

※福祉用具購入費、住宅改修費支給の支給限度額に変更はありません。

※施設に入所した際などの居住費・食費の基準費用額に変更はありません。